

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年6月21日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700397号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第1800013号

第1 結論

請求者のA事業所における平成12年11月1日から平成14年4月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年11月から平成13年6月までの標準報酬月額については、9万8,000円から44万円、平成13年7月から平成14年3月までの標準報酬月額については、9万8,000円から56万円とする。

平成12年11月から平成14年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年11月1日から平成14年4月21日まで

A事業所より、請求期間の標準報酬月額について、当時の事務担当者が本来の給与額より低く届け出ていたため手続をするように言われた。請求期間について、本来の給与額に見合った年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、請求期間のうち平成12年11月から平成13年6月までの期間については、44万円、平成13年7月から平成14年3月までの期間については、56万円と記録されていたところ、平成13年10月31日付けで、平成13年7月の随時改定及び同年10月の定時決定を取り消した上、平成12年11月1日に遡及して9万8,000円に減額訂正され、平成13年10月の定時決定についても9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所において厚生年金保険被保険者記録のある複数の者についても、請求者と同様に平成13年10月31日付けで遡及して標準報酬月額を9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A事業所に係る滞納処分票によると、前述の遡及した減額訂正処理時点において厚生年金保険料を滞納していたことが確認できるところ、同事業所は、請求期間当時、厚生年金保険料の支払いができなくなった際に、社会保険事務所(当時)に相談した上で当該減額訂正の届出を行った旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成13年10月31日付けで行われた遡及した減額訂正処理は事実即しとは考え難く、請求者について平成12年11月1日に遡って標準報酬月額の減額を行う合理的な理由はなく、当該訂正処理について有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成12年11月から平成13年6月までについては、44万円、平成13年7月から平成14年3月までについては、56万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700532 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800016 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 12 月 9 日の標準賞与額に係る記録を 39 万 9,000 円とすることが必要である。

平成 17 年 12 月 9 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月

A 社に在籍し、育児休業期間中に支給された平成 17 年 12 月分の賞与について、厚生年金保険の記録が漏れている。賞与明細書を所持しているため厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者より提出のあった賞与明細書、預金通帳の写し及び A 社の後継事業所である B 社より提出のあった請求者に係る賞与台帳によると、請求者は、平成 17 年 12 月 9 日に A 社から 39 万 9,000 円の賞与支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中（平成 17 年 * 月 * 日から平成 18 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る賞与支給日については平成 17 年 12 月 9 日、標準賞与額については 39 万 9,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700401 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800014 号

第 1 結論

昭和 56 年 2 月 11 日から昭和 60 年 1 月 1 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 60 年 12 月 26 日から昭和 62 年 4 月 1 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 2 月 11 日から昭和 60 年 1 月 1 日まで
② 昭和 60 年 12 月 26 日から昭和 62 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 2 月から A 社で勤務を始め、昭和 62 年 4 月に同社での上司が設立した B 社に入社するまでの期間、A 社に引き続き勤務していたが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①については、オンライン記録によると、A 社は、昭和 60 年 1 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所とされており、請求期間①において同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録はない。

また、請求者と同様に A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 60 年 1 月 1 日）と同日付けで同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の者は、同社は、昭和 59 年 12 月以前は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていない旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、A 社は、平成 16 年 3 月 10 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、元事業主は、請求期間①に係る請求者の給与から厚生年金保険料を控除したか否かについては当時の資料がないので何もわからない旨陳述している。

請求期間②については、雇用保険記録によると、請求者の A 社における離職日は昭和 60 年 12 月 25 日とされており、オンライン記録及び同社に係る事業所別被保険者名簿の請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（昭和 60 年 12 月 26 日）と符合する。

また、雇用保険記録によると、B 社は、昭和 61 年 4 月 1 日付けで雇用保険の適用事業所とされており、請求者は同日付けで同社に係る雇用保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、請求者と同様に昭和 60 年 12 月 26 日付けで A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 62 年 4 月 1 日）と同日付けで同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の者は、B 社に入社した時期については昭和 60 年 12 月であり、B 社は当初厚生年金保険に加入していなかった旨回答又は陳述している。

加えて、前述したとおり、A 社は、平成 16 年 3 月 10 日付けで厚生年金保険の適用事業所に

該当しなくなっており、元事業主からも請求者の主張を裏付ける資料を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700402号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第1800015号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年10月1日から昭和46年2月1日まで

年金記録によると、A社B支店に勤務していた期間のうち、昭和44年10月1日から昭和46年2月1日までの期間に係る標準報酬月額が下がっている。

しかし、私が所持する源泉徴収票によると、給与支給額及び社会保険料額は上がっており、請求期間より前の期間に係る標準報酬月額(6万円)より下がることはないので、請求期間に係る標準報酬月額を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額の記録見直しに当たっては、請求期間に係る各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することが必要である。

したがって、請求者が提出した給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料額から、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る控除があったことを推認する必要があるが、当該社会保険料額には、厚生年金保険料のほか、失業保険料及び健康保険料が含まれていると考えられる上、それぞれの保険料額について、請求期間当時の保険料率を踏まえて検証したが、本件に関してはオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る控除があったとは推認できない。

また、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、A社を合併したC社は、請求者の請求期間に係る給与関係資料(賃金台帳等)を保管していない旨回答していることから、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、C社が提出した厚生年金被保険者台帳に記載された請求期間に係る標準報酬月額は、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が遡及して見直されるなどの不自然な形跡もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。